

災害時共済契約照会制度について

一般社団法人日本共済協会は、災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等または契約者の死亡・行方不明等により共済団体との共済契約に関する手掛かりを失った被災者等からの共済契約の有無のご照会（災害時共済契約照会制度）に応じます。

当該制度を運営するため、日本共済協会内に「災害時共済契約照会窓口（以下、「当窓口」とします）。」を設置しております。当窓口にご照会いただきますと、お知らせいただいた情報を当該制度に参加する共済団体（※）に連絡し、共済契約の有無に関する調査依頼を行います。

（※）当該制度に参加する共済団体（参加共済団体）は以下のとおりです。

【災害時共済契約照会制度参加共済団体】

全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）
日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）
全国生活協同組合連合会（都道府県民共済）

平成 27 年 9 月 1 日現在

該当するご契約が存在する場合は、原則としてその参加共済団体から、ご照会いただいた方へご連絡いたします（ただし、ご契約が確認できた場合でも、個人情報保護などの観点から、ご照会いただいた方に対してはご契約の有無や内容についてお答えできない場合がございます。）。

また、いずれの参加共済団体にもご契約がない場合は、当窓口からご照会いただいた方にその旨をご連絡いたします。

なお、契約有無の調査結果が各参加共済団体から出揃うまでには一定の期間を必要とします。この点につきましては、予めご了承ください。

1. 当窓口をご利用可能な方の範囲

原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会を受け付けます。

なお、災害救助法が適用されていない地域で発生した災害の場合は、当窓口はご利用いただけません。

2. 当窓口で照会受付が可能なご契約

参加共済団体においてご契約いただいている個人契約を調査します。

※ 詳細は、発生した災害について災害救助法が適用された時点で、当ホームページのトピックス欄へ掲示します。